

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成23年3月15日

摂津市議会

目 次

建設常任委員会

3月15日

| | |
|--|----|
| 会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 | 1 |
| 開会の宣告 | 2 |
| 委員会記録署名委員の指名 | 2 |
| 議案第5号、議案第13号の審査 | 2 |
| 質疑（木村勝彦委員） | |
| 議案第2号、議案第10号の審査 | 3 |
| 補足説明（水道部長） | |
| 質疑（原田平委員、木村勝彦委員） | |
| 採決 | 14 |
| 請願第1号の審査 | 14 |
| 理事者への意見聴取（原田平委員、木村勝彦委員） | |
| 閉会の宣告 | 17 |

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成23年3月15日(火) 午前10時 開会
午前11時19分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 山本靖一 副委員長 大澤千恵子 委員 藤浦雅彦
委員 木村勝彦 委員 原田平

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
都市整備部長 小山和重 建築住宅課長 林弘一
土木下水道部長 宮川茂行 同部次長 藤井義己
同部参事兼道路課長 堀和夫
下水道業務課長 石川裕司 下水道管理課長 山口繁 同課参事 川上昭人
下水道整備課長 西村克己
水道部長 中岡健二 同部次長兼工務課長兼浄水課長 原正己
同部参事兼営業課長 東角泰典 総務課長 東田眞介
請願紹介議員 山崎雅数

1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉 同局書記 田村信也

1. 審査案件(審査順)

議案第1号 平成23年度摂津市一般会計予算所管分
議案第9号 平成22年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分
議案第5号 平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計予算
議案第13号 平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
議案第2号 平成23年度摂津市水道事業会計予算
議案第10号 平成22年度摂津市水道事業会計補正予算(第3号)
請願第1号 生活道路の変更と安全対策に関する請願

(午前10時 開会)

○山本靖一委員長 おはようございます。ただいまから建設常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は大澤委員を指名します。

先日の木村委員の質疑に対する答弁を求めます。

宮川部長。

○宮川土木下水道部長 先の委員会におきまして、木村委員より下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、いわゆる合特法に基づく補償としまして、放置自転車の移動業務を木本興産株式会社に委託するに至った経緯についてのご質問がございました。答弁が不十分となっておりますので、本日、改めてご説明させていただくものでございます。

放置自転車の移動業務につきましては、平成元年から業務を開始しておりまして、平成2年度までは、株式会社中村工業、平成3年度から平成11年度までにおきましては、株式会社日通でとり行っておりました。平成12年度から平成22年度におきましては、木本興産株式会社に委託しておる状況でございます。

平成11年度までは見積もり合わせによる随意契約で、平成12年度からは木本興産株式会社に対しまして、特命で委託しておる状況でございます。

平成12年度に株式会社日通から木本興産株式会社に変更した理由につきましては、し尿収集業務を将来に渡って、円滑に執行するために、合特法の趣旨を尊重し、放置自転車移動業務を木本興産株式会社に委託すると判断したものでございます。

このことにつきましては、平成12年3月28日付で木本興産株式会社と覚書

を交わしております。

なお、合特法に基づきます代替業務としましては、放置自転車の移動業務ほか、公園等のごみの収集業務や、死獣の収集運搬業務がございます。その期間が定められておりませんでしたので、平成19年6月22日付の覚書により、平成19年6月30日を持って合特法に基づく代替業務を終了させております。

以降、平成19年7月1日から平成23年3月31日までの間につきましては、合特法に基づく補償ではなく、平成14年3月の株式会社浜野興業の廃業に伴う補償として、平成19年6月22日付の協定に基づきまして、放置自転車の移動業務ほか、ペットボトル収集運搬業務、死獣の収集運搬業務を委託しているところでございます。

なお、平成23年4月1日からは、放置自転車の移動業務につきましては、入札による業者選定を予定しているところでございます。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 今、部長からも答弁があったんですけども、確かにそういうし尿の問題については合特法で保護をされてずっと木本興産株式会社がやってこられたということですけど、それも切れて、その後また株式会社浜野興業の補償業務としてまた木本興産株式会社にずっとやってもらうということは、やはりごみ処理業務の委託も競争入札に変わっていった中で、こういう随契なり、特命でやるという時代ではないと思っておりますし、そういう点では今後、これからきちりと競争入札で業者を選定していくというふうなことになっていかないといけないと思いませんし、これは摂津市の公共下水道が100%整備されるまでし尿の汲み取りは残っていくわけですから、それについ

ではもう今後、戸数もだんだん少なくなっているし、このままし尿の汲み取りについては今の契約形態のままでいくのか、その辺のことについて、部長からもう一回、答弁してください。

○山本靖一委員長 宮川部長。

○宮川土木下水道部長 放置自転車の業務委託につきましては、ご指摘のとおり、平成23年度より競争入札で実施してまいりたいとこういうふうに考えております。

し尿汲み取りの状況でございますが、公共下水道の普及率も97.1%にまで至っております。しかし、まだ汲み取り件数も若干数、残っておる状況でございます。この汲み取りもあと何年残っていくかということがまだ確定はできませんけれども、その間、下水道へ切りかえをなさる方の汲み取り件数が減少していく分、この分につきましては従前どおりの金銭による補償は継続させていただきたいと思っております。

今まで行っておりました合特法の趣旨を尊重した代替業務、この部分につきましては、先ほどの協定の期限を持ちまして終了し、その後の補償業務は平成13年度で廃業しました株式会社浜野興業が残しましたエリアの収集業務、これを市民生活に支障なく継続していただいた。その継続するに当たっては、株式会社浜野興業の従業員、あるいはその機材を移行した形で実施していただいたことに対する配慮というような形で平成22年度末までその業務をお願いしたという状況でございます。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 話は若干戻りますけど、私が過去において、灰の運搬について、ずっと随契でやっている部分について、問題ありだと、競争原理を働かすべきだ

ということから端を発して今回、ごみの処理業務委託が競争入札という形に変わっていったわけです。そういう中では、すべてのそういう契約については、これからは競争原理が働くという形に、もっていくべきだと思っておりますし、従来のような特命とか随契ということは、やっぱりいろいろ問題が絡んできますし、これから競争原理が働くようにしっかりと担当として取り組んでもらいたいということをお願いして終わります。

○山本靖一委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時6分 休憩)

(午前10時8分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第2号、及び議案第10号の審査を行います。

補足説明を求めます。

中岡部長。

○中岡水道部長 それではまず初めに、議案第2号、平成23年度摂津市水道事業会計予算につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書の24ページ、予算実施計画説明書をご参照願います。

24ページから27ページにかけての収益的収入でございますが、款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益では、前年度に比べ1億7,041万6,000円の減額となっております。この理由といたしましては、大口需要家の敷地内漏水の判明や、昨年を実施した水道料金の値下げ、市民や企業の節水などにより水道料金収入が減少すると見込んだものでございます。

目2、受託工事収益では、前年度に比べ、159万9,000円の増額となっ

ております。これは受託事業である公共下水道工事に伴う給排水管移設工事などが増加することによるものでございます。

目3、その他営業収益では、前年度に比べ22万1,000円の減額となっております。この主な理由といたしましては、住宅建設の減少などにより、設計審査手数料や工事検査手数料が減少すると見込んだものでございます。

目4、住宅事業収益では、前年度に比べ135万1,000円の増額となっております。この主な理由といたしましては、下水道使用料徴収受託料の調定件数の増加によるものでございます。

項2、営業外収益、目2、受取利息及び配当金では、前年度に比べ443万7,000円の減額となっております。この理由といたしましては、摂津市土地開発公社への貸し付けが終了したことや、金利の低下により預金利息が減少すると見込んだものでございます。

目3、土地物件収益では、前年度と同額の318万2,000円を見込んでおります。この内容といたしましては、土地使用料では中央送水所及び鳥飼送水所の用地賃貸料、施設使用料では太中浄水場の施設賃貸料でございます。

目4、雑収益では、前年度と同額の12万4,000円を見込んでおります。これは給水装置工事施工基準の図書売却益や行政財産の目的外使用料などの収入を見込んだものでございます。

26ページ、目5、納付金では、前年度に比べ、1億993万5,000円の減額となっております。この主な理由といたしましては、南千里丘における大規模集合住宅の建設が減少することなどによるものでございます。

目7、他会計負担金では、前年度に比べ475万9,000円の増額となって

おります。この主な理由といたしましては、福祉減免に係る一般会計からの負担金などの増加を見込んだものでございます。

次に、26ページから43ページにかけての収益的支出でございますが、款1、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水・浄水及び送水費では、前年度に比べ1億1,318万円の減額となっております。この主な理由といたしましては、太中浄水場の委託料などは増加するものの、人件費や修繕費、薬品費、受水費などが減少することによるものでございます。

30ページ、目2、配水・給水費では、前年度に比べ120万9,000円の増額となっております。この主な理由といたしましては、人件費や給配水管維持管理用の材料費などは減少するものの、検定満期量水器取替の委託料、給配水管の修繕費などが増加することによるものでございます。

34ページ、目3、受託工事費では、前年度に比べ153万円の増額となっております。この主な理由といたしましては、受託業務である公共下水道工事に伴う給配水管移設工事などが増加することによるものでございます。

目4、業務費では、前年度に比べ997万9,000円の増額となっております。この主な理由といたしましては、人件費や開閉栓業務の委託料などが増加したことによるものでございます。

38ページ、目5、総係費では、前年度に比べ5,331万9,000円の減額となっております。この主な理由といたしましては、工事請負費などは増加するものの、退職給与金や非常勤職員の賃金などが減少することによるものでございます。

42ページ、目6、減価償却費では、前年度に比べ455万2,000円の減額となっております。この理由といたしましては、機械及び装置や車両及び運搬具の減価償却費は増加するものの、構築物や工具・器具及び備品などの減価償却費が減少することによるものでございます。

目7、資産減耗費では、前年度に比べ86万6,000円の増額となっております。この理由といたしましては、車両及び運搬具の固定資産除却費は減少するものの、機械及び装置や工具・器具及び備品の固定資産除却費が増加することによるものでございます。

次に、項2、営業外費用、目2、支払利息及び企業債取扱諸費では、前年度に比べ1,119万9,000円の減額となっております。これは企業債借入残高の減少に伴う企業債利息の減少によるものでございます。

目3、消費税では、前年度に比べ662万9,000円の減額となっております。これは税務署に納める消費税及び地方消費税の納税額を予定しているものでございます。

目5、雑支出では、前年度同額の300万円を見込んでおります。この内容といたしましては、水道料金の過年度還付金などでございます。

次に、項3、予備費、目1、予備費では、前年度と同額の1,000万円となっております。

続きまして44ページ、資本的収入でございますが、款1、資本的収入、項1、企業債、目1、企業債では、前年度と同額の3,000万円となっております。これは配水管整備事業費の起債を予定いたしております。

項2、工事負担金、目1、工事負担金

では、前年度と同額の90万円となっております。これは消火栓3基の設置に係る負担金を予定しているものでございます。なお、平成22年度で計上いたしておりました貸付金5億円は摂津市土地開発公社への貸し付けが終了したことにより皆減するものでございます。

次に、資本的支出でございますが、款1、資本的支出、項1、建設改良費、目1、施設改修費では、前年度に比べ8,625万2,000円の減額となっております。本年度は中央送水所ポンプ室の第1期更新工事、太中浄水場3号井戸増強工事及び鳥飼送水所5号配水ポンプ用電動機の整備などを行うものでございます。

目3、固定資産取得費では、前年度に比べ77万5,000円の増額となっております。この主な理由といたしましては、車両及び運搬具や機械及び装置の購入費は減少するものの、工具・器具及び備品の購入費が増加することによるものでございます。

46ページ、目6、配水管整備事業費では、前年度に比べ694万8,000円の増額となっております。この主な理由といたしましては、配水管布設工事に伴う測量設計委託料や老朽管布設替え工事、鉛管対策工事に伴う工事請負費などが増加したことによるものでございます。

項2、企業債償還金、目1、企業債償還金では、前年度に比べ1,263万5,000円の増額となっております。これは起債の抑制などにより企業債未償還残高が減少したことによるものでございます。

項3、予備費の目1、予備費では、前年度と同額の500万円を計上いたしております。なお、平成22年度で計上いたしておりました貸付金5億円は摂津市

土地開発公社への貸し付けが終了したことにより皆減するものでございます。

以上、平成23年度摂津市水道事業会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成22年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

補正予算書6ページ、補正予算実施計画説明書をご参照願います。

まず収益的収入でございますが、款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益では、1億2,100万円を減額するもので、この主な理由といたしましては、大口需要家の敷地内漏水が判明したことや、昨年10月実施の料金値下げを実施したことによるものでございます。

目2、受託工事収益では、1,732万2,000円を減額するもので、これは公共下水道工事に伴う給配水管移設工事の減少などによるものでございます。

項2、営業外収益、目2、受取利息及び配当金では、141万7,000円を減額するもので、これは定期預金の増額運用により預金利息が増加したものの、摂津市土地開発公社への貸付が終了したことによる貸付金利息が減少したことによるものでございます。

目4、雑収益では、685万8,000円を増額するもので、これは互助会補給金の返還によるものでございます。

次に、7ページ、収益的支出でございますが、款1、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水・浄水及び送水費では、7,407万3,000円を減額するもので、これは動力費や薬品費、受水費が減少することによるものでございます。

目2、配水・給水費では908万7,

000円を減額するもので、これは水管橋の耐震調査業務委託料の入札執行差金などによるものでございます。

目3、受託工事費では、1,494万円を減額するもので、これは公共下水道工事に伴う給配水管移設工事の減少によるものでございます。

目5、総係費では、233万3,000円を減額するもので、これは事務嘱託員に換えて再任用職員が採用されたことにより、事務嘱託員1名分を減額したことによるものでございます。

項2、営業外費用、目2、支払利息及び企業債取扱諸費では、25万9,000円を減額するもので、これは前年度に起債した企業債の利率が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

目3、消費税では、262万5,000円を増額するもので、これは仮払い消費税に比べ、仮受け消費税が増加したため、結果的に税務署に納める消費税及び地方消費税が増加することによるものでございます。

項3、特別損失、目1、特別損失につきましては、転出先不明及び企業倒産による水道料金等の実質的な徴収不能分を欠損処分するため、910万4,000円を新たに計上するものでございます。

続きまして、資本的支出でございますが、款1、資本的支出、項1、建設改良費、目1、施設改修費では、7,468万円を減額するもので、これは太中浄水場の施設改修工事などの入札執行差金によるものでございます。

目3、固定資産取得費では、1,033万8,000円を減額するもので、これは公用車購入や量水器購入の入札執行差金などによるものでございます。

目6、配水管整備事業費では、477万円を減額するもので、これは配水管布

設工事に係る入札執行差金などによるものでございます。

項3、貸付金、目1、貸付金では、5億円を減額するもので、これは摂津市土地開発公社への貸し付けが9月30日で終了したことによるものでございます。

以上、平成22年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

原田委員。

○原田平委員 去る11日に発生をいたしました東日本を一带とする大きな大災害が発生をいたしました。心からお見舞いを申し上げる次第でございます。そして、一日も早い救援と災害の復旧を願うものであります。その状況で私たちは阪神・淡路大震災を経験をいたしまして、災害復旧に何とか尽力していただいてここに至ったわけではありますが、今回、大災害に対して、水道部としてどのような救援や災害復旧の活動されるのか、まず冒頭にお聞きしたいと思っております。

続きまして、鉛管対策事業でありまして、事業計画、平成23年から平成28年ということで、6か年ありますが、総事業費、そして目標達成年度等について、まだまだ不十分だというふう感じておるわけではありますが、水道部としての考えをお聞きをいたしたいと思っております。

いよいよ4月から大阪広域水道企業団がスタートいたしますが、今抱えている問題や、あるいは今後の課題、そして水道事業の今後のあり方等について、どのような取り組みになっていくのかお尋ねいたしたいと思っております。

3番目に太中浄水場の業務委託が行われまして、1年が経過をいたしまして、

その運営委託に対してどのような検証をされておられて、一部、平成23年度に委託拡大とありますが、これらの問題点等踏まえてどのように進めようとされているのか、内容についてお尋ねいたしたいと思っております。

続きまして、メーター検針の業務委託につきまして、現在、摂津都市開発株式会社に業務委託をされておられまして、検針員の採用等が行われ事業を執行いたしておるわけではありますが、ご案内のとおり指定管理者制度が入りまして、今後、入札制度が導入されていくわけではありますが、水道部としてどのような考えをお持ちなのかお尋ねをいたしたいと思っております。

続きまして、水道料金の今後の見通しについてお尋ねいたします。先ほどのご説明でもありましたように、1億7,000万円ほどの減収が出てきておるし、加えて人口減、景気の低迷、水需要の減少等によってこれからの水道事業のあり方が問われてくるわけではありますが、見通し等についてお尋ねをいたしたいと思っております。

○山本靖一委員長 東田課長。

○東田総務課長 東日本震災についてでございます。3月11日に震災が発生をいたしまして、その後3月12日、土曜日に大阪市水道局、神戸市水道局、京都市上下水道局がおのおの、大阪市水道局は茨城県茨城町へ、神戸水道局は第1班が千葉県浦安市、第2班も千葉県浦安市、京都市上下水道局は茨城県利根町、堺市上下水道局、これは関東地方ということで特定の地域は決まっております。それ以外に大津市、甲賀市、阪神水道企業団、大阪府水道部、長浜水道企業団ほか関東方面に向けて出発いたしました。そして、その後、日本水道協会関西地方

支部事務局及び大阪府事務局から連絡がございまして、当初、3月14日月曜日に出発する用意をなささいという連絡が入りました。ただ、現地での受け入れ態勢がまだできていないということで、当初、郡山に集合ということで入っていましたが、その後、本日になりまして、16日午前岩手県の盛岡を目指して出発するようというふうに連絡がございました。

それで今現在の状況としましては、摂津市水道部としましては、大阪部支部、関西地方支部、それから、中国四国地方支部と一緒にしまして、岩手県方面の救援に向かう予定でございます。

そして明日、午前10時に大津市サーブエリアに集合しまして、その後、岩手県盛岡市を目指すという現状になっております。

支援の内容につきましては、給水応援とそれから給水袋1,000袋、これをまず持っていく予定でございます。

○山本靖一委員長 東角参事。

○東角水道部参事 まず1点目でございますが、検針業務につきまして、指定管理者制度が導入されることに伴って、今後どのように方向性を展開するかというご質問でございます。まず、平成8年6月1日から摂津市施設管理公社において検針業務の一部委託がされました。その後、平成15年10月1日からは、本市が40%出資をしております摂津都市開発株式会社で検針業務を行っております。平成19年の9月7日からは、これまで直営で行ってございました工事用の臨時給水の検針と毎月の検針の直営検針分を含めて全部の検針業務を委託したものでございます。

検針の内容といたしましては、検針員12名が原則的に2か月に1回、各家庭

を回って年間20万件の検針業務を実施しておるところでございます。

現在、随意契約を行っております、まずこれまでの経験実績が十分あるということ、それから検針及びこれに対する業務、地域の特性や現場の諸事情に精通しているというようなことがございます。

それからもう1点、地方公営企業法の施行令第21条の14、第1項第7号にございます随意契約によることができる場合で、第7号につきましては、現在、時価より有利な形で契約を締結できる見込みのあるということで随意契約をさせていただいております。

ちなみに、委託経費につきましては、平成20年度決算でございますが、豊中市が8,032万円、高槻市が7,416万円、吹田市が5,676万円、それから茨木市が4,034万円、箕面市が2,600万円、池田市が2,435万円、摂津市は平成20年度決算では清算による清算金もございまして、1,946万円です。しかも、他市におきましては、大型のメーターでありますとか、それから1か月検針、それから地域によりましては正規職員を複数年以上配置していることなどから勘案しまして、摂津市はその他の市に比べまして有利な価格で現在、随契をしておるというふうに考えております。

これからの方向性でございますが、現在の状況でございますと、地方公営企業法の施行令に基づく随意契約を行うことができますが、今後、他市の入札価格が下がるというようなことがございます。あるいは、原田委員がおっしゃいますように、将来、随契がいいのか、入札がいいのかということ勘案していかなければならないということと、それからまた3年後の指定管理者制度の導入によりま

しては、また見直しが必要になってくる可能性があるというふうに考えております。

それから次に、もう1点の水道事業の料金体系の見通しでございますが、原田委員もおっしゃいますように、平成23年度の予算額でいきますと、対前年度比7.7%減で、約1億7,000万円減少いたしております。この1億7,000万円の減少につきましては、大口使用者の漏水が発覚したのが平成22年2月20日でございます。その後、平成22年の3月26日の1か月の検針を終えた結果、月額で約900万円下がるということがわかっておりまして、年間で約1億1,000万円、これが平成22年度の予算と、平成23年度で、まず1億1,000万円が現在、下がっております。

それから、平成22年度の10月1日の料金改定によりまして、約1%減の改定をしましたが、これにつきましては年間20億円の収益で1%でございますので、約2,000万円の年間の収益の減がございます。ただ、10月1日からの改定でございますので、半年間ということで、平成22年度につきましては半分の1,000万円の収益減というふうになってございまして、まず平成22年度時点で1億2,000万円の収益減となります。

これをベースにして平成23年度の予算を勘案しております。しかも、年間約10万立方メートルから約15万立方メートルほどの節水等による自然減がございまして、それに伴います、水需要の減に伴います収益減が約2,000万円、多いときで3,000万円ぐらいの収益減が見込まれております。今後は約1.2%から1.4%の収益減

を将来について見込んでおるところでございます。

○山本靖一委員長 原次長。

○原水道部次長 鉛管対策事業についてということで、委員のほうからご質問がありましたように、昨年も藤浦委員から質問があった中で、この10年間、どうなんだということでもありますけど、ご存知のように平成15年に水質基準が改正されまして、鉛濃度が1リットル当たり0.05ミリグラムから0.01ミリグラムということで基準が強化されました。そういった中で私も水道部としては、15年に実態調査をしたところ、摂津市において1万3,260件の鉛の管路があるということが判明しました。

それで平成16年から鉛管対策事業としまして、鉛管の解消に努めてきたところであります。平成21年度において、現在で4,723件の鉛の管路を解消してきたところであります。平成22年度においても520件ほどということで、全体としまして、あと8,000件ほど残っておりますけれども、あと6年しかありませんので、今の状態から言えば、当然1年1,000件という形くらいは出てくるかなというふうに考えております。

平成22年度から予算についても、21年度まで4,000万円弱でしたけど、平成22年、平成23年として1,000万円ずつ5,000円万台で予算を投じたところでありますけど、どちらにしてもあと6年しかありませんので、どこかで当然一遍精査しながら最終的にまだ8,000万円以上の金額が出てくるわけなんで、そういった面では再度私どもの中で予算的にどうなのか、どうしてもその目標年度にやろうとすれば、その起債枠の拡大も含め、どこかで一度財政の

見通しをかけていかなければならないなという考えも持っておるところであります。できるだけ平成28年度の目標に向けて何とか今のところ努力していきたいと考えておりますので、その点も含めてご理解をお願いしたいと思います。

それから、太中浄水場のことなんですけど、太中浄水場につきましては、平成22年度3月まで二交代の変則勤務をしていたところでもあります。それで我々水道部を取り巻く経営環境というのは、収益が落ちる中で大変厳しくなっているところでもあります。また、一方では今申しましたように、施設の老朽化対策なり、また耐震対策なりということでこの辺の資金の需要もふえておるのは現実であります。

そういった中で昨年、財政等、またもう一つは団塊の世代の職員の退職が多い中で何とかできないかということで、昨年、夜間の外部委託を指定したところがあります。今のところ、問題もなく順調でありますけど、平成22年度において職員の中途退職、また定年退職が出てきましたので、土・日・祝日の昼間の業務を外部委託をしたいということで協議したところ、何とかそれで月曜日から金曜日は現在の職員で何とか対応して、土・日・祝日については外部委託をするというところ です。

予算の金額的には人件費には大体1,000万円ぐらいが要するというふうに考えております。

○山本靖一委員長 東田課長。

○東田総務課長 先ほどの冒頭の東日本震災についての部分の説明を追加させていただきます。

応援内容でございますが、1.5トンの給水タンクを積んだトラック1台、それからライトバン1台、人員4名で出動

する予定でございます。

それから続きましての、水道企業団についての取り組みでございますが、大阪広域水道企業団につきましては、平成22年11月2日に知事から許可指令書を交付され、37市町村で設立を許可されました。その後、平成23年1月20日、構成団体に5市が追加されまして、42市町村になりました。その後、平成23年2月2日、首長会議で大阪広域水道企業団の概要及び大阪広域水道企業団の企業長の選出が審議されまして、企業長に堺市長が選任されております。

企業団条例につきましては、平成23年4月1日に企業長専決で施行されます。事業の承継につきましては、これは水道事業及び工業用水という事業を承継し、すべての財産を無償で引き継ぎます。計画も府の計画を引き継ぎます。職員は約450名で7割が身分移管となり、残りの職員は府から派遣になるということです。

このように、従来の府営水道と同様のことになっておりますので、摂津市水道部としては特段の変更、対応の変化というのはございません。承継日は平成23年4月1日でございます。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 それでは再質問をいたします。

災害復旧に当たっていただく職員の方については、やはり長期にわたりそうでございますので、応援隊を含めて万全の体制を取っていただいて復旧作業に当たっていただいて、少しでもお役に立てればということをお思いますので、全力を挙げて取り組んでいただきますようお願いしておきます。

続きまして、鉛管対策で先ほど次長のほうから説明をいただきましたが、まだ

8, 000件残っておりまして、1, 000件で8年かかりますので、やはり少しピッチを上げなければ目標達成にはいかなないと感じますので、今後、平成22年度は520件でございますけれども、やはりスピードを上げていただいて解決にさせていただきたいと思っております。これも要望しておきます。

太中浄水場の分については、土・日・祝日ということで、これも了解をいたしました。

メーター検針の業務委託につきまして、清算金が1, 946万円出て、約2, 000万円弱でやられてるわけですが、今後、随契でなしに入札制度を導入ということになってくれば諸問題が発生をいたしますので、現時点から取り組みを強めていただかないといけないと思っておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

水道料金の今後の見通し、本当に厳しい経営環境に入ってまいります。そんな状況で、やはりより一層効率よい水道経営の運営に当たっていただきますように、これも要望しておきます。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

木村委員。

○木村勝彦委員 先ほどの原田委員のほうから質問、意見がありましたように、今回の震災、マグニチュード9.0という未曾有の大きな災害が発生をして現地の人たちは家族を失い、家を失い、すべてを失って、地獄の苦しみを味わっておられます。そういう中でやっぱり今回の災害は単に東北地方の災害ということではなしに、その苦しみを全国民が共有すべきだと考えております。

そういう中で、水道部のほうとしても職員を現地へ派遣されていかれるということですが、やはりそういう点で

は、我々、議会も何かやっていかなければいかんということも昨日、幹事長会でいろいろ相談をしました。

そういう中でああいう災害が起こったときに、例えばライフラインの問題、この委員会では水道問題ですけれども、やっぱり浄水場とか、あるいはまたその市役所の横のタンクとか、そういう施設の耐震の基準をどのように持っておられるのか。マグニチュード9.0なんていうことは全国的にもそういうことは想定されておるというところは少ないと思うんですけど、そういう耐震の基準について、摂津市水道部としてどれぐらいの基準に絞って耐震の問題に取り組んでいっておられるのか。例えば、老朽管の布設替えなんかも相当含んでおりますし、あとどれぐらい残っておるのか、その辺の管の布設替えの問題とか、万全の体制を取っておられるのか。その辺のことについて、この機会に改めてお聞きしておきたいと思っております。

具体的な今回の予算については、先ほど質問しようと思ったんですけども、企業団方式に変わって今度の摂津市の水道部の予算を組むに当たって、従来と企業団方式に変わった中で何らかの変化があったんか、影響があったのか、その辺のことについてもお聞きしておきたいと思っております。

○山本靖一委員長 原次長。

○原水道部次長 浄水場の耐震につきましては、各浄水場の配水タンク、これは震度5以上になれば緊急遮断弁ということで遮断してタンクの水が外に出ないような形になっております。それで、現在、千里丘の送水所のタンクが2, 400トン、それから鳥飼のタンクが5, 000トンということで、それに緊急遮断弁がついてまして、大体7, 400トンと、

太中浄水場の配水池が3,000トンということで、その大体2分の1としても、摂津市の人口を考えますと、給水活動をするときに仮に3日間は一人1日3リットルとして、次の3日間からは生活の排水関係も結構出てきますので一人1日20リットルという形であれば大体6.5日、大体一週間は何とかそれで給水活動ができるのかなと思います。

また、委員のおっしゃっている施設の耐震管理については、今のところ大体40%の耐震化率であります。

それから、以前から言われる管路につきましては、毎年経年管がふえてきますので、管の耐震化率は16.8%ということで、これは大体、大阪府下よりもちょっと上ぐらいでありますけど、今後一層その耐震も含めて何とか財政のほうとバランスを取りながら耐震化に努めてまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 東田課長。

○東田総務課長 従来と企業団の予算の変化はというお尋ねでございます。

企業団になりましても、通常の前水の購入等変化はございませんので、今後、事業の共有化とかが進みましたら効率化が目指せるのではないかと考えております。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 震度5以上になるとその弁が遮断されるという答弁があったんですけども、今回のこの災害でこれからいろいろと明らかになっていくと思うんですけど、例えば、遮断をしてもタンクそのものが横転してしまうというようなこともあるのではないかなと思いますし、例えば太中浄水場のいろんな施設が、マグニチュード9.0の地震を想定した耐震とまではいかなくても、今回の災害を契機にして、やはりある程度安全性を確保

していく必要が私はあると思うんですけども、そういう点ではあの周辺には住宅が張りついておりますし、浄水場の施設が破壊されたときには相当地域の皆さんにも被害が発生すると思われまして、そういう点でやっぱり今の震度5以上になれば弁が遮断されるから大丈夫だというような問題意識を担当部として持っていらっては困ると思います。財政的な問題も絡んできますから、そういう点では難しい問題ではありますけれども、やはりそういうできるだけ高い数値を想定して安全を、市民の生命・財産を守るという立場から安全性を確保するということは私は必要だと思うんですけども、その辺のことについては水道部長のほうから一遍お考え方をお聞きしたいと思いません。

○山本靖一委員長 中岡部長。

○中岡水道部長 確かに今回の東北の震災ではかなり大きな被害が出ております。ただ状況もいろいろありますけれども、おっしゃったようにどんな災害であろうと、津波であろうが何であろうが、やっぱり市民の安全、あるいは命の水を確保するというのは私どもの使命だと思っておりますので、その分については今後、当然、日水協の中でもいろいろ議論があることでしょうし、そういう中で私どももどこら辺まですれば、安全が守れるのかということについても検討させていただきたいと思いません。

ただ、私どもが一番苦労しますのは財政面の話です。ただ財政がないからということでそういうことについてしないというわけでもないの、どうしてもすべきことが出てくるのであれば、やはり企業債の増額とかも含めて考えながら、市民の安全、命を守るということで、その水道施設の安全性については、今後それ

以上の基準が出てまいりましたら、その中でまた検討させていただきたいと思っております。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 市民の負担を軽減するという面で水道料金の値下げも確かに必要です。しかし、行政を預かる立場とすれば、そういうことも大事ですけども、やっぱり市民の生命・財産を守るということを考えたときに、財政的な面があるからということで、今、部長が答弁されましたけど、私はやっぱり何を優先させるかということのをきっちり押さえて、一方的に偏らないで安全面の確保もきっちりやっていく、その上で料金の値下げの設定もしていくということにしていけないと、こっちを下げるからこっちはできないんだということに、私はならないと思うんです。

そういう点ではこんな災害は二度と起こることは私はないと思いますけれども、東南海、南海地震も近い将来来るということもあります。そういう点では自分たちの生命・財産、そしてまた次の世代の生命・財産を守るという立場から、やはり安全面では万全を期すべきだと私は考えます。

そういう点ではやっぱり今の施設、ライフラインの現状を考えたときに私は決して万全ではないという認識を持ちます。今、先ほど答弁がありましたように、震度5で配水タンクの弁が遮断されるというようなことでは、やはり阪神・淡路大震災の時は高いところで震度7を記録していたと思います。そういう点ではやはり今の基準をベースに考えることは大事ですけども、より万全な体制を求めていくというのが私は行政の取っていくべき姿勢だと思いますし、今回この災害で親を亡くした子どもたちが泣き叫ぶ姿、

あるいはまた家族を失って茫然とするご主人、あるいは奥さん、そんな姿をテレビでリアルタイムに見ますと、やはり安全・安心は我々にとって大きな責務だなということを考えます。もし仮に摂津市にそういう災害が起こったときに、「しとったらよかった」ということにならないように万全を期してもらおうということが大事だと思います。

財政運営は大変難しい面もありますけれども、最優先すべきはやっぱり市民の生命・財産・安心・安全、これを最優先して取り組むという姿勢を失ってしまっては困ると思います。そういう点で、これ以上、答弁を求めてもなかなか今すぐに変えるということは難しいと思います。そういう点では私の意見として、気持ちとして、そういう点では十分心して取り組んでもらいたいということを要望して終わりたいと思います。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

原次長。

○原水道部次長 一つ訂正させていただきたいと思います。

先ほど申し上げました震度5で遮断機がおりるということは、タンク自体は震度5以上の耐震性を持っています。といいますのは、厚労省のほうから基準がありまして、レベル1、レベル2ということで、構造物については、そういう50年に一度、100年に一度の地震に対応できるかということで、そういう基準があるわけです。

ただ、うちのタンクとしては、緊急遮断弁として震度5で遮断弁がおりるということで、私のほうのちょっと説明不足でしたので、構造物自体はもっと高い震度でも耐えるということで、訂正させていただきます。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 先ほど申し上げましたようにレベルの問題もさることながら、今回のこの震災で被害を受けた地域の水道施設がどうなっているかということの検証をきっちりしてもらって、例えばそういうタンクが横転しているというケースがひょっとしたらあるかもわかりません。だから、そういうことも含めて今の災害の現状をつぶさに検証されて、摂津市水道としてどうすべきかということを実際に考えてもらうということに合わせて要望しておきます。

○山本靖一委員長 課長の答弁ですが、今、言われたように震度何ぼまで施設としては対応すると、そういう基準に基づいてつくられているということです。安全を確保するために遮断弁が震度5で閉まるということで、改めてその震度。言われてたように、国の基準に基づいてつくられた、そういう震度についてきちっとした資料をまた後刻、委員のほうに渡していただきたいというふうに思います。

ほかに質問はありませんか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時57分 休憩)

(午前11時 1分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第2号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第5号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第10号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第13号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午前11時2分 休憩)

(午前11時5分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

前回から継続審議になっております請願第1号について審査をしたいと思いません。

それに先立ちまして都市整備部のほうで取り組みが進んでいるようなので、状況をお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 そのようにいたします。

暫時休憩します。

(午前11時6分 休憩)

(午前11時7分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

請願第1号に基づいて、都市整備部でいろいろと今取り組んでいただいているというふうにお聞きをしています。先の委員会の中でも質問がありましたけれども、改めて詳しくご報告いただければということで、部長のほうからお願いできますか。

小山部長。

○小山都市整備部長 それでは請願の件につきまして、私のほうからご答弁させていただきます。

前回の委員会の中で請願に対して説明をさせていただき、その後、安全対策について検討してまいりますということでご答弁させていただいたと思います。

その後、内部で安全対策につきまして検討させていただいて、警察との協議も何回か重ねてまいりました。その中で地域福祉活動支援センターの用地を一部使って、何とか安全対策が図れないかということをおのほうから答弁したと思いますが、その件につきまして、警察と協議を進めてまいりましたが、警察のほうとしましてはほとんど効果があらわれないという判断をいただきまして検討にはならなかったものです。

それではどういう安全対策をするのかということで、さまざまな検討案をしてまいりました。大ざっぱに言いますと3つの案なんですけれども、それぞれの案に若干、手を加えて合計6つの案を検討してまいりました。

その中で、実は昨日、府警本部のほうに行つてまいりました。その中で、方向

性はある程度決まっておりますが、一部修正を加えてほしいということで最終結論には至っておりません。そういった中で今後、一部修正した案を警察のほうへ説明し、判断にはもう少し、時間がかかるものと考えております。

今の状況としてはそういう状況でございます。

○山本靖一委員長 この際、委員の中で質問がありましたらお聞きしたいと思いますが。

原田委員。

○原田平委員 先日の建設常任委員会の議案審査の中において、私のほうから質問をいたしました。複数案で警察と協議をしたいということであって、中身には触れませんでした。3案で、それぞれ一部修正ということで6案があるということでもあります。ほぼ方向性を絞ってこられてるというふうには、思うわけであり。その内容等について、もし聞かせていただけるようであれば、請願の趣旨が活かされるというふうに思いますし、まだもう少し時間がかかるということであれば継続的に審査をしなければならないというふうに思うんですけれども、結論を出す段階になってきているのか、もう少し時間がかかるのか、それについて、部長のほうから考えを聞きたいと思つます。

○山本靖一委員長 小山部長。

○小山都市整備部長 きのうの府警本部との協議の中で、私としては一定の方向性が見えたのかなということでもあります。

市道千里丘三島線と市道三島23号線の、今現在、押しボタン式の信号のある交差点についてですけれども、そこについては感応式の信号を新たに三島23号線沿いにつける案と、その信号をつけずにカーブミラーで対応する案、それと、

カーブミラーも何も設置せずに停止線をつける案。大まかに言って3つの案が出ました。それと、それぞれに路側を修正した案を合わせて6つの案を説明してまいりました。

今のところは感応式信号というのは、まず困難ですということをお答えいただいております。カーブミラーであれば、停止線からかなり遠い位置になるので、本当に確認できるのかという疑問があります。停止線を設置し、そこで一旦停止してもらおうということで、三島23号線から、一旦そこで止まらなければいけない状況になりますので、その辺で速度が落ちるということで安全対策を図れるのではないかというような方向性もいただいております。そちらのほうが一番有力ではないかと思っております。

ただ、そこに対しての安全対策としましては車の飛び込みを考えればバリカーなどの対策が必要ではないかという話も出ておまして、それについてはまだはっきりと結論に至ってないんですけど、そういう状況でございます。

また、中間点にも一部道路が広いところがありまして、そこについては駐車ができないような対策を講ずるような対応等、そういう事についてはその方向性で進めて結構だという回答はいただいておりますけども、交差点の扱いについてはもう少し修正を加えながら最終的な判断にいきたいということで協議を進めております。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 請願者の趣旨というんですか、思いというのがあると思います。そういう市道千里丘三島線と、市道三島23号線との、接合点のところの安全対策はもちろんこれは必要なんです。これについては今、押しボタン式の信号が設

置をされておりますし、それで用を達しているというふうには思うんですけども、請願者の趣旨としては、いわゆる23号線の延長上というんですか、その区間における安全対策も必要だという趣旨が盛り込まれていると思います。

そういう意味では請願者のほうは歩道の問題を出されておられますし、この前の審査のときにも路側帯の設置とかいろんな形で要望いたしましたけれども、そういうことを交差点部分だけじゃなくして、やはり地区内の道路の安全対策も必要だというふうに感じております。それについては協議をされているのかどうか。

今のお話を聞くと、交差点部分における安全対策だけなんです。地区内というか、路線の安全対策というのがどういうふうに考えておられるのか、この際、聞きたいと思っております。

○山本靖一委員長 小山部長。

○小山都市整備部長 区間の中、北側の安全対策ということについても白線等、あるいはポストコーンを立てるという協議もしております。その中で今、進んでいるのは基本幅員の4.8メートルの区間につきましては、車の対向の問題への安全対策として、ポストコーンを立てるといような安全対策というのは非常に困難だということで、ラインの表示も一部させていただきながら、それ以上の安全対策は無理だという判断をいただいております。

私が前回答弁させていただいたのは、地域福祉支援センターのほうの部分で少し用地を食い込んででも歩道の一部支援センター側へ出して安全対策ができないかという答弁をしました。それについても一度検討しましたけれども、若干は振れるんですけども、思った以上に道路を振ることができなかったもので

すから、それでは効果がないということ
す。中間点についてもなかなかふれない
状況になっておりますので、今の状況で
は一部ラインは入れますけれどもそれ以
上の対策はできないという状況ござい
ます。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 府警のほうの結論がま
だ出ておらないということが一つありま
すし、この請願趣旨の中に市営住宅側、
南側に新しく自動車道を設置し、また北
側に歩道を設置する計画に変更するとい
うことを請願の趣旨として述べられてお
られます。

そういう点からすれば、府警の最終結
論が出ない段階でこの請願について、私
たちが結論を出すということはやはり
難しいですし、そうしてまた市営住宅が
完成した後に市営住宅に居住される方
の意思ということも私たちは考えてい
かないといけないと思いますので、こ
ういう点では、今すぐにここで議会
としてその請願の結論を出すというこ
とになれば非常に厳しい結果になっ
てしまうと思いますし、私はこの問
題はやはりそういう府警本部の決定、
あるいはまた市営住宅側の居住者の
意思みたいなものも勘案しながら結
論を出すべきだと私は考えます。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

暫時休憩します。

(午前11時17分 休憩)

(午前11時18分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

請願第1号について、継続審議して
いきたいと思いますが、異議ありませ
んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 異議なしと認め、
そのように決定しました。

これで本委員会を閉会いたします。

(午前11時19分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定によ
り署名する。

建設常任委員長 山本靖一

建設常任委員 大澤千恵子